

災害共済給付制度と給付手続きについて

群馬工業高等専門学校

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき実施されており、災害給付（医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支給）に要する経費を、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する制度です。

【給付対象の範囲】

- ①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている時
- ②学校の教育計画に基づいて行われる課外授業を受けている時（学校行事・部活動・HR・遠足・修学旅行など）
- ③休憩時間中、その他校長の指示または承認に基づいて学校にいる時
- ④通常の経路および方法による登下校中の時

※ 自己の違反行為、重大な過失、故意による場合は給付対象外になる場合があります。

（ex: 下校時に寄道した時の事故、自転車の二人乗りなど）



初診から治癒までの療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの（医療保険でいう被扶養者で、たとえば病院に受診した場合、その 3 割分の 1,500 円以上を負担したもの。）

【給付の手続き】

申請に必要な書類を保健室で受け取り、毎月末までに保健室に提出してください。

* 申請書類

- ・学生事故報告書（本人または保護者が記入し、担当教員の記名と押印）
- ・医療等の証明（医療機関で記入）
- ・災害給付金振込依頼書、通帳のコピー
- ・その他（課外活動届のコピー）

災害給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わない時は時効によってなくなります。（日本スポーツ振興センター法第45条）

【給付金の支払方法】

センターから学校へ給付金の送付通知を受けた後、保健室より当該生徒の保護者の方へ通知し、総務課（財務係）より口座に入金いたします。

【交通事故による災害給付請求】

自動車損害賠償保障法の適用になり、日本スポーツ振興センターの給付対象外となります。ひき逃げされた場合や無保険車による被害は、政府の補償事業に対し、被害の請求ができます。

令和 3 年 12 月現在